

ふるさとまちづくり応援事業実施要綱

平成20年8月1日

改正 平成28年3月1日

改正 平成29年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和3年8月16日

改正 令和4年11月1日

町長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、大島のまちづくりを応援するため、大島町（以下「町」という。）にふるさと納税による寄附を行う個人、法人又はその他の団体（以下「寄附者」という。）から受領する寄附金の取り扱い及び認定特産品等の贈呈等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 町に対して行う地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附をいう。
- (2) 認定特産品等 平成31年4月1日付総務省告示第179号に規定する返礼品等の基準を満たし、大島の魅力を伝えることができる物品、役務その他これらに類するものの提供等で、町長が承認したものをいう。
- (3) 協力事業者 特産品等の製造、加工、栽培、販売及びサービス等の提供を行う事業者で、町長が承認した事業者をいう。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金を財源として実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 少子高齢化等福祉に関する事業
- (2) 生活環境に関する事業
- (3) 健康及び医療に関する事業
- (4) 防災対策に関する事業
- (5) 産業振興に関する事業
- (6) 教育文化に関する事業
- (7) まちづくり全般に関する事業

2 寄附者は、自らの寄附金の使途について、前項各号に掲げる事業のうちからあらかじめ

め指定できるものとする。

- 3 寄附者が前項の規定による事業の指定をしないときは、当該寄附金の使途を第1項第7号（まちづくり全般に関する事業）とする。

（寄附の申込み）

第4条 寄附者は、寄附申込書（様式第1号）を町長に提出する方法又はインターネット上の所定の申込フォームへ入力する方法により寄附を申し込むものとする。

- 2 町長は、寄附金の申し込みが公序良俗に反するものと認めた場合は、受領を拒否することができる。

- 3 町長は、前項の規定による取り扱いをした場合は、その決定の事由及び経過を記録するとともに、寄附者に通知しなければならない。

（寄附金の納入方法）

第5条 寄附金の納入方法は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 納付書（窓口支払いを含む）による納入
- (2) 現金書留による納入
- (3) 払込取扱票による納入
- (4) 町の指定口座への振込みによる納入
- (5) インターネットを経由した電子決済（クレジットカード払い等）による納入

（寄附者への対応）

第6条 町長は、寄附金を受け入れたときは、寄附者に対し寄附金受領証明書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 町長は、1回あたりの寄附金額が1万円以上である大島町内に住所を有しない寄附者に対し、本体価格が当該寄附金額の100分の30に相当する金額を上限に、協力事業者から調達した認定特産品等を贈呈するものとする。ただし、下記に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 寄附者が、認定特産品等の贈呈を希望しないとき。
- (2) 寄附の指定事業が、災害復旧又は災害支援を目的とするとき。

（寄附金の管理）

第7条 町長は、寄附金を財政調整基金等に積み立てるなど、適正かつ明確な管理に努めなければならない。

- 2 町長は、寄附金の適正かつ明確な管理を図るため、寄附金台帳（様式第3号）を整備しなければならない。

（寄附者への配慮）

第8条 町長は、寄附金の管理及び処分にあたっては、寄附者の意向が反映されるよう十分な配慮をしなければならない。

（寄附金の処分）

第9条 寄附金は、その目的を達成するため、第3条に規定する事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 町長は、寄附金を処分した場合、寄附者に用途内容を公表しなければならない。ただし、第3条第7号に規定する事業は、この限りでない。

(収納事務の委託)

第10条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に第5条に規定する寄附金の納入方法による収納に係る事務を委託することができる。

2 前項の収納に係る事務の委託は、大島町会計事務規則（昭和39年規則第3号）第27条の10の規定によるものとする。

(受託者等の義務)

第11条 前条の規定により寄附金の収納の委託を受けた者及び寄附金の指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者をいう。）（以下「受託者等」という。）は、寄附金に係る収納事務を遂行するにあたり、大島町個人情報保護条例（平成16年条例第17号）の規定を遵守し、かつ、知り得た情報を他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間の満了後又は委託契約の解除若しくは解約後についても同様とする。

2 受託者等は、寄附金に係る収納事務の実施により事故が発生したときは、直ちに町長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事務処理)

第12条 この要綱に基づく事務処理は、政策推進課振興企画係で行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

(平成27年度における特産品等の送付の特例)

2 第6条第2項の規定は、この要綱の施行日前に寄附のあったもの（平成27年4月1日からのものに限る。）について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正日前に受け入れた寄附金に対する取り扱いは、施行の日以後においてもなお従前の例による。

様式第2号（第6条関係）

寄附金受領証明書

住所

氏名

寄附金額 金 _____ 円也

ふるさとまちづくり応援事業に対する寄附金として

上記のとおり受領いたしました。

年 月 日

東京都大島町元町一丁目1番14号

東京都大島町

東京都大島町長

この証明書は確定申告等の際、税金の控除に必要な書類ですので、大切に保管してください。

（注1）所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署に提出してください。

（注2）個人住民税の寄附金税額控除の適用のみ受けようとする場合は、本証明書を添付のうえ、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村に申告してください。

（注3）法人については、この寄附金の全額が損金の対象となります。

